

## 目 次

○第1号（1月28日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開会・開議	5
町長挨拶	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 1号 令和6年度 吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について	6
日程第 4 承認第 1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	10
日程第 5 議案第 1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11
日程第 6 議案第 2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第 7 議案第 3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）	15
日程第 8 議案第 4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	19
日程第 9 議案第 5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	20
日程第10 議案第 6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）	21
日程第11 議案第 7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）	22
日程第12 委員会議案審査報告（総務産業・予算決算 各常任委員長報告）	23
日程第13 承認第 1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	26

日程第14	議案第1号	吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	26
日程第15	議案第2号	吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	26
日程第16	議案第3号	令和7年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)	27
日程第17	議案第4号	令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	27
日程第18	議案第5号	令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	28
日程第19	議案第6号	令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)	28
日程第20	議案第7号	令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)	29
日程の追加			29
追加日程第1	発委第1号	議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)に対する附帯決議について	29
町長挨拶			31
閉会			31

# 令和8年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和8年1月28日（水曜日）

## 議事日程 第1号

令和8年1月28日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 令和6年度 吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 承認第 1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第 1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第 2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第 4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第 5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第 6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第 7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 委員会議案審査報告  
(総務産業・予算決算 各常任委員長報告)〔第4～第11〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第13 承認第 1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて  
(討論・表決)

- 日程第 14 議案第 1 号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 15 議案第 2 号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 16 議案第 3 号 令和 7 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 6 号)  
(討論・表決)
- 日程第 17 議案第 4 号 令和 7 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)
- 日程第 18 議案第 5 号 令和 7 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)  
(討論・表決)
- 日程第 19 議案第 6 号 令和 7 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
(討論・表決)
- 日程第 20 議案第 7 号 令和 7 年度吉岡町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
(討論・表決)

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 令和 6 年度 吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締  
結に関する専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 承認第 1 号 令和 7 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 5 号) に係る専決処分の  
報告と承認を求めることについて  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第 1 号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第 2 号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 3 号 令和 7 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 6 号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 7 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(提案・質疑・付託)

- 日程第 9 議案第 5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第10 議案第 6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第11 議案第 7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第12 委員会議案審査報告  
（総務産業・予算決算 各常任委員長報告）〔第4～第11〕  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第13 承認第 1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分  
の報告と承認を求めることについて  
（討論・表決）
- 日程第14 議案第 1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第15 議案第 2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第16 議案第 3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）  
（討論・表決）
- 日程第17 議案第 4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・表決）
- 日程第18 議案第 5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
（討論・表決）
- 日程第19 議案第 6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）  
（討論・表決）
- 日程第20 議案第 7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）  
（討論・表決）
- 追加日程第1 発委第 1号 議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に  
対する附帯決議について  
（提案・質疑・討論・表決）

## 出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	廣嶋隆君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	富岡大志君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	齋藤智幸君	住民課長	深谷智洋君
健康福祉課長	一倉哲也君	産業観光課長	渡部英之君
建設課長	大澤正弘君	税務会計課長	福島良一君
上下水道課長	永井勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢弘幸君

## 事務局職員出席者

事務局長	岸一憲	係長	関浩己
------	-----	----	-----

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和8年第1回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

## 町長挨拶

議長（富岡大志君） 町長より、発言の申出がありましたので、これを許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和8年第1回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、臨時会が議員各位出席の下、開会できますことに心より感謝申し上げます。

さて、本臨時会では、議案9件を上程させていただきました。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げますとともに、議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

議長（富岡大志君） それでは、議事日程（第1号）により会議を進めます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（富岡大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、7番小林静弥議員、8番富岡栄一議員を指名します。

## 日程第2 会期の決定

議長（富岡大志君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は、お手元に配付したとおりです。

### 日程第3 報告第1号 令和6年度 吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について

議長（富岡大志君） 日程第3、報告第1号 令和6年度 吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第1号 令和6年度 吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

今回の専決処分は、令和6年12月12日に議決をいただいた請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、別添専決処分書のとおり、クシダ・木之内 令和6年度 吉岡町役場庁舎空調設備更新工事特定建設工事共同企業体と1億2,430万円で請負契約を締結したものを、契約金額1億2,526万8,000円に変更する専決処分を令和7年8月29日に行ったものであります。

詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

報告第1号につきまして、令和6年度 吉岡町役場庁舎空調設備更新工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について、町長の補足説明をさせていただきます。

それでは、2ページにあります専決処分書をご覧ください。

原契約についてでございますが、契約の目的、契約の方法、契約の金額、契約の相手方については、記載のとおりとなります。

続きまして、変更内容でございますが、増額及び減額要因について、それぞれご説明させていただきます。

まず、増額要因でございますが、室内機及び室外機内のガス、いわゆる冷媒をフロン排出抑制法に基づき、より環境負荷を減らし、高い省エネ性能と安全性を両立させた冷媒に変更したことにより増額となっております。

また、冷媒を変更したことにより、冷凍効果が上がったものの、微燃性が増加したため、各エリアごとに遮断弁を設置し、延焼を食い止める措置を講じたため、増

額となったものであります。

次に、減額要因といたしましては、遮断弁を設置することに伴い、当初予定していた3階への配管を遮断弁の制御を容易にするため、屋内に変更したため、足場の設置が不要となり、減額となったものでございます。

以上から、増額要因と減額要因を相殺し、3の契約金額において、変更前の1億2,430万円を96万8,000円増額の1億2,526万8,000円としたものでございます。

なお、本工事は、本年11月30日をもって完了する予定でございます。

また、本来であれば、12月議会にて報告すべきところ、今回の報告となつてしまい大変申し訳ございませんでした。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今説明があったんですけども、変更工事内容ということで別添変更設計書とあるんですけども、その説明だけでは分からないので、変更計画書のね、どこをどういうふうに変ったのかと金額がどう変ったのかというものの変更契約設計書の提出を求めます。委員会となるんで、今じゃなくてもその時ですか。

議 長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君発言） ちょっと増額の理由についてですけども、主なものということで冷媒の変更があったと、法に基づくものということで、よりフロンを減少させるというようなことで冷媒の変更があったということなんですけども、これ設計段階というか発注前に想定できなかったことなんですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 原契約時にはですね、こちらのほうが想定されてございませんでした。当計画では、今回冷媒をですね変更しないと、メーカーからのですね、出荷ができないということをお知らせしまして、急遽、冷媒のほうを変更させていただいた次第でございます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君発言） 冷媒変更しなければ、出荷できないというような話でありますけども、そういったことも含めて設計段階で検討すべきことだと思っておりますけども、この点、何でそのようになったかもう少し詳しく説明をお願いします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 当時、現契約を行うときにはですね、最もすぐれた冷媒という形でのご提案等をいただいたんですけれども、現段階においてそれ以上に排出効果の抑制に基づきですね、より環境負荷を減らすことができる冷媒が今回の冷媒になるということでご提案いただきましたので、これは急遽、変更させていただいた次第でございます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君発言） 要するにより負荷のかからない冷媒を契約締結後に紹介されたということですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） その通りなんですけれども、今回このメーカーからの出荷ができないということを知りましたので、急遽行うような形で変更契約をさせていただいた次第でございます。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これは、報告ですもので、付託されないの、先ほど言ったように、今坂田議員からも質問があったんですけども、やはり本来の契約が、契約変更で設計書が変わったということなんですけども。

先ほど坂田議員が言われたように、なぜそれが分からなかったかという今の説明もいまいち分からないんですけども、それはやっぱり、設計書、変更契約書を出していただいて、それでやっぱり、納得のできるね、説明をしていただかないと、96万ですか、多額な額ですから、95万8000円ですか。

ですから、なるほどなど。だったらそのやむなしということもあるでしょうし、設計の段階にそれは本当になぜ分からなかったと。

当然その設計のときはもう見積りを取って、その中で精査をされて、でもさっき言われたような説明されたことってというのは、急に出てきた問題じゃなくてその前からもう分かってたことだと思うんですね。

それはやっぱり、どこにどういう問題があったかということをしっかりと精査しないと、同じことをまた繰り返しますからね。そのところの変更設計書と、その説明をまずなぜそうしなかったと。なぜ当初分からなかったということについての説明を求めます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） そうすればですね、後ほどそちらのほうの設計書、変更図面等を提出させていただいてご説明のほうをさせていただきたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これは求めたらさ、要するにこれを承認するかしないかっていうのだ

から、承認した後出されてもしょうがないので、やっぱりその承認する以前にそれが出て、なるほどと思えば、承認になるでしょうし、ともすればね。

専決だからもういいんじゃないかと、議会全体が不承認であるということになれば、随分この重さっていうんですかね。決定が変わってきますので、そうじゃなくて、説明をしてください。提出をね。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 私もこれについては疑問を持ちまして、さっきの2名の議員が、質問されたようなことを質問しようと思ったんですが、質問の内容と答弁の内容でもとより基本的な疑問がありましたので質問いたします。

このフロンの問題というのは、もう数年前に問題にあって、法律はちょっと分かりませんが、多分法律でも禁止されてるものだと思いますよ。オゾンホールの破壊とかそういう、もうかれこれ10年前ですかね、7、8年前ですか、そういう問題のフロンという物質っていうのはそういう問題なんですよ。

このクシダ工業さんは、そういうものを冷媒として用いる空調設備を納入しようと思ってこの6年度に、契約したんでしょうかね。そもそもそれがおかしいですよ。もう6年度それ以前から、もうフロンは駄目だって言ってるんですから。

さらに基本的なことを質問しますと、町はそういうレベルの会社を選定して契約してるんですか。契約するときの機器の性能それからいろいろな、このフロンとかそういうものの確認はどうしてるんですか。それが1番の今回質問がいっぱい出て元ですよ、これは。クシダ工業という会社はどのような会社なんですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 先ほどちょっと答弁させていただいた中でですね、フロン排出抑制法についてですね、2025年度から、ビル用マルチエアコンに関しては、今回の冷媒でなければ、メーカーからの出荷ができないという形になってございます。あくまでも2025年度から排出規制法によってそのような規定がされましたので今回、メーカーから出してもらうためには冷媒等の変更が必要ということでご認識いただければと思います。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） そういうことになってるとのことなんですけども、それは一応理解できますが、実は私の家なんです、空調もガスが抜けちゃいまして、フロンですよ、古いんですから。

入れようと思ったら、もうフロンは一般に販売してないんですよってことです。法律上ね、そういう業務用こうだという話がありますけども、もうそれから駄目に

なるって法律も作られて、何年度から施行しますよと。法律って一般的にそう  
ですよ。そういうのがあるのに、何でこのクシダ工業さん、そういう体制をとら  
ないんですかね。

また、町のチェック体制としても、それを認めて、25年までだからいいからと  
いうことで契約してるんですか。私はそれについては疑問を持ちます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちら業者さんにつきましても、当時契約を結ぶときにはこ  
ちらでいいだろうということで法的な制限もございませんでしたので、そちらを推奨  
されるのは至極当然であると考えております。2025年度から法の規制が始まっ  
たということですので、これは致し方ない事象ではないかと私のほうは考えており  
ます。

議 長（富岡大志君） 暫時休憩していいですか。暫時休憩します。

午前 9時46分休憩

午前 9時47分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

ほかにありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

#### 日程第4 承認第1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決 処分の報告と承認を求めることについて

議 長（富岡大志君） 日程第4、承認第1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）  
に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る  
専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分は、令和8年1月23日に衆議院が解散したことにより、2月8  
日に執行される衆議院議員の解散総選挙に係る選挙執行経費の必要が生じたため、  
1月19日付けをもって予算の専決をさせていただいたものでございます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,311万2,000円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億2,356万8,000円  
とするものです。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、

ご承認いただきますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 衆議院議員の解散総選挙により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

補正の予算書1ページをご覧ください。

令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表・歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをご覧ください。第1表・歳入歳出予算補正でございます。

3ページをご覧ください。歳入でございますが、16款県支出金1,187万6,000円を追加し、10億4,134万7,000円とさせていただきます、19款繰入金123万6,000円を追加し、9億2,816万7,000円とさせていただきます。内容につきましては、3項県委託金、衆議院議員選挙費として、県からの内示額でございます。

次に、歳出でございますが、5ページをご覧ください。

2款総務費1,311万2,000円を追加し、14億3,175万4,000円とさせていただきます。内容につきましては、4項選挙費でございます。

この関係につきましては、11ページ、事項別明細書にありますが、投票管理者の報酬などの人件費、投票所入場券などの郵便料、投開票施設設置撤去委託料、選挙用備品などの経費でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第1号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第5 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第5、議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和7年人事院勧告等に鑑み、一般職等の職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当並びに特別職の職員の期末手当を引き上げることとするため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、令和7年の給与勧告の概要ですが、月例給、期末勤勉手当の支給率のほか、通勤手当や宿直手当などの諸手当にも引上げや見直しを含んだものとなっており、民間給与の状況を反映して、昨年を引き続き、高水準のベースアップとなっております。

月例給につきましては、民間給与の格差が1万5,014円を埋めるため、初任給をはじめ、若年層に重点を置きながらも、その他の職員も給料月額を引上げる勧告となっております。

初任給については高卒が1万2,300円、大卒が1万2,000円の引上げとなり、また、期末勤勉手当については、民間の支給割合4.65か月分との均衡を図るため、現行の4.6か月分を0.05か月分引上げ、4.65か月分とするものとされております。その他、通勤手当、宿日直手当についても引上げの勧告がなされております。

本条例案については、申しあげました一般職の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当並びに特別職の期末手当を引上げるため所要の改正を行うものであります。

それでは、概要説明書をご覧ください。

本条例は、吉岡町職員の給与に関する条例、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び特別職の職員の給与及び旅費支給条例を条建てで改正する整備条例となっております。

1、吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正、第1条による改正関係としまし

て、まず、通勤手当の改正です。自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当の額を距離の区分に応じて、引上げるものとなります。

続いて、宿日直手当の改正です。宿日直手当、宿日直勤務1回当たりの宿日直手当の額を300円引上げ、4,700円とするものとなります。

期末手当、勤勉手当及び月例給の改正については、令和7年度における12月支給の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.025か月分ずつ、それぞれ引上げ、年間で4.65か月、再任用職員にあっては年間で2.45か月とするものであります。

また、一般職の給料月額を引上げるため、給料表を改正するものであります。

2、吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正、第2条による改正関係としまして、駐車場等の料金に係る通勤手当の創設及び令和8年度以降の6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給率を同一とするもので、年間支給月数は第1条による改正と同様となります。

3、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、第3条による改正関係としまして、令和7年度における12月支給の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.025か月分ずつ引き上げるものとなりまして、引上げ内容や年間支給月数は、第1条による改正と同様のものとなり、年間4.65か月となります。

4、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、第4条による改正関係としまして、令和8年度以降の6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給率を同一とするもので、年間支給月数は第3条による改正と同様となります。

5、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第5条による改正関係としまして、令和7年度における12月支給の特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.025か月分ずつそれぞれ引上げ、年間3.70か月とするとともに、特定任期付職員の給料月額を引上げるものとなります。

6、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第6条による改正関係としまして、令和8年度以降の6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給率を同一とするもので、年間支給月数は第5条による改正と同様となります。

7、特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正、第7条による改正関係としまして、令和7年度における12月支給の特別職の職員の期末手当の支給率を0.05か月分引上げるものとなり、年間で4.65か月とするものとなります。

8、特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正、第8条による改正関係としまして、令和8年度以降の6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給率を同一とするもので、年間支給月数は第7条による改正と同様となります。

9、施行期日は公布の日となります。

ただし、令和8年度以降に係る改正規定は、令和8年4月1日でございます。

適用期日といたしましては、7年度の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当に係る改正後の規定は、令和7年4月1日から適用することとするものでございます。

令和7年度において既に支給した給料の取扱いとしまして、改正前の各条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の各条例の規定による内払いとみなすこととするものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第6 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第6、議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和7年人事院勧告等に鑑み、一般職員に準じて議員の期末手当を引上げるため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明させていただきます。

概要説明書をご覧ください。

まず、1となりますが、第1条の改正関係としまして、令和7年度の期末手当の

支給率を0.05か月分引上げるものとなります。具体の数字を申し上げますと、6月にあっては100分の230、12月にあっては100分の235とし、年間支給率を100分の465とし、現行の100分の460から0.05か月分引き上げるものとなります。

続いて、第2条による改正関係としましては、令和8年度以降の期末手当の支給率を6月と12月で同一のものとするものとなり、年間支給率は第1条の改正と同様の100分の465となります。

続いて、附則です。

まず、施行期日についてですが、施行期日は公布の日となります。

ただし、令和8年度以降の期末手当の支給率に係る改正規定は、令和8年4月1日でございます。

次に、運用期日といたしまして、令和7年度の期末手当に係る改正後の規定は、令和7年4月1日から適用するものでございます。

次に、内払いの規定ですが、令和7年度において既に支給した期末手当の取扱いとしまして、改正前の議員報酬条例の規定により支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による内払いとみなすこととするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第7 議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議長（富岡大志君） 日程第7、議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,786万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億5,143万7,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容については、歳入では、公定価格の見直しに伴う国・県か

らの子どものための教育・保育給付費国庫負担金や県負担金の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金による国庫補助金の増額、プレミアム付商品券事業売払収入を計上しております。

歳出の主なものとしては、全般的事項として、本議会で上程している人事院勧告等による給与改正に伴う報酬及び給料、職員手当、共済費等の補正のほか、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内の登録店舗で利用できるプレミアム付商品券を発行します。これにより、地域内での消費を下支えし、物価高騰の影響を受ける生活者を支援するとともに、地域経済の活性化を図ります。

その他、詳細については、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表・歳入歳出予算の補正によるということで、内容については、補正の款項の区分等を含め事項別明細書で説明いたします。

第2条繰越明許費の追加は、第2表・繰越明許費補正によるということで、7ページをご覧ください。

1段目、3款民生費2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支援事業40万3,000円は、年度内に完了しない部分について、翌年度に繰り越すものでございます。

2段目、7款商工費1項商工費、プレミアム付商品券事業2億4,106万9,000円は、令和8年度に事業の大半を実施するため、翌年度に繰り越すものでございます。

3段目、10款教育費、4項社会教育費、文化センター図書館系統チラーユニット更新事業3,776万1,000円は、同じく年度内に完了しない部分について翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、1ページに戻っていただき、第3条地方債の追加は、第3表・地方債補正によるということで、同じく7ページをご覧ください。

内容については、公共施設等適正管理推進事業債（文化センター図書館系統チラーユニット更新事業）について、起債限度額3,390万円を追加補正するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。

次に、11ページをご覧ください。

初めに歳入が主なものです。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節児童運営費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金7,264万4,000円及び16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金2節児童運営費県負担金、子どものための教育・保育給付費県負担金1,054万2,000円は、人事院勧告に伴う公定価格の見直しによるものでございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,338万2,000円の増は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために追加されたものでございます。

同じく、2目民生費国庫補助金2節児童福祉費国庫補助金、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金9,200万円及び物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金315万9,000円の増は、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、子供1人当たり2万円を給付するための計上です。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金2,486万4,000円の増は、歳出の町負担分の計上です。

補正後の財政調整基金からの繰入額は9億4,222万2,000円です。

次に、12ページをご覧ください。

21款諸収入5項雑入3目雑入5節商工費雑入、プレミアム付商品券事業売払収入1億1,550万円の増は、プレミアム付商品券事業における商品券売払い額の計上です。

続いて、13ページをご覧ください。

22款町債1項町債5目教育債3節公共施設等適正管理推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債（文化センター図書館系統チラーユニット更新事業）3,390万円の増は、文化センターの図書館系統における冷暖房設備の更新でございます。

次に歳出ですが、冒頭町長が申し上げました人事院勧告等に伴う給与改正による報酬及び給料、職員手当、共済費等の補正以外の主なものです。

20ページをご覧ください。

3款民生費2項児童福祉費2目児童手当費19節扶助費、児童手当（物価高対応子育て応援手当）9,200万円の増は、歳入でも説明した物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、子供1人当たり2万円を給付するための計上です。

同じく、3目児童保育費12節委託料、保育所運営委託料8,627万9,000

0円の増は、人事院勧告に伴う公定価格の見直しにより委託費を増額するための計上です。

18節負担金、補助及び交付金、施設型給付費2,044万9,000円の増も、人事院勧告に伴う公定価格の見直しによる計上でございます。

次に、21ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費27節繰出金、水道事業会計繰出金72万円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、来年度実施を予定している水道基本料金減免事業のための水道料金システムの改修費用の計上です。

次に、24ページをご覧ください。

7款商工費1項商工費1目商工総務費10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までは、同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業の計上でございます。

次に、30ページをご覧ください。

10款教育費4項社会教育費4目文化センター費14節工事請負費、文化センター維持補修費3,776万1,000円の増は、文化センター図書館系統チャラユニット更新事業の計上です。

そのほか、別紙参考資料として、A4版10ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 30ページの説明、ただいま受けたばかりの文化センター維持補修ですが、4,000万弱とかなりなってますけども、最近、結構文化センターも老朽化が目立つようになってきて、こういうのがいくつか見受けられますけども、これは予算決算に付託されると思いますが、予算決算委員会で質問したいと思いますので、その準備をお願いしたいと思います。

1年間の文化センターの維持管理費、これはどのぐらいになってるのか、後ほど質問させてもらいます。

議長（富岡大志君） 答弁いいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第8 議案第4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（富岡大志君） 日程第8、議案第4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億5,565万円とするものであります。

補正の内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費関連の増額になります。

なお、詳細につきましては、住民課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

初めに歳入になりますが、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4節職員給与費等繰入金の7万3,000円の増は、歳出の人件費の増額補正に応じ、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額を予定するものです。

次に、8ページをご覧ください。

歳出になりますが、4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費1節報酬の会計年度任用職員7万1,000円の増及びその下の8節旅費、通勤費用弁償（会計年度任用職員）2,000円の増は、人事院勧告に伴う人件費の引上げによるものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第9 議案第5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（富岡大志君） 日程第9、議案第5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億688万7,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の改定により報酬、職員手当、共済費等の補正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入の2款国庫支出金、3款支払基金交付金、8ページの4款県支出金、6款繰入金は、全て人件費の改定に伴うもので、公費負担額がそれぞれ増額となります。

対応する歳出の科目は、総務費及び地域支援事業費となります。

10ページをご覧ください。

歳出の1款総務費3項1目認定調査費の増は、国の人事院勧告に伴い調査員の報酬、手当、共済費等を上げるための補正です。

4款地域支援事業費1項1目包括的支援事業費及び2項2目介護予防ケアマネジメント事業費の増は、先ほどと同様に、人事院勧告に基づく地域包括支援センター職員の人件費等の見直しによるものです。

最後に、11ページの5款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金の補正は、総務費及び地域支援事業費の増額に対する各公費負担額の不足分を減額するものです。

補足説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第10 議案第6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（富岡大志君） 日程第10、議案第6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の収入について、第1款水道事業収益を72万円の増額補正とし、支出についても第1款水道事業費用を198万円の増額とするものです。

次に、第3条資本的収入及び支出の支出について、第1款資本的支出を41万2,000円の増額補正とし、併せて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額についても改めさせていただくものです。

第5条は条文の追加でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする事業を実施するため、予算第9条の次に、一般会計からの補助金72万円の受入れを示す新たな1条を加えるものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、議案第6号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の13ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入について、1款水道事業収益2項の営業外収益72万円の増は、物価高騰の影響を受けている住民生活を支援するため、令和8年度に実施を予定している水道の基本料金減免事業の準備に係る一般会計からの補助金となります。

続いて、14ページをご覧ください。

支出の部1款水道事業費用1項の営業費用198万円の増額について、内訳をご説明します。

まず、1目の配水及び給水費61万2,000円の増額については、給与改定等

に伴う職員の給料及び手当、法定福利費等の増額によるものでございます。

次に、2目の総係費136万8,000円の増額は、1目と同様に、職員給与費関係の増額と、先ほど収入の部で説明した物価高騰対策として、水道基本料金の減免事業を実施するため、水道料金の調定システムを改修するための委託料の増額となります。

最後に、15ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出について、1款資本的支出1項建設改良費41万2,000円の増額は、1目の排水設備工事費の増額に伴うもので、その内容としましては、こちらも14ページと同様に、職員給与費関係の増額補正によるものです。

そのほか、議案書の5ページにお戻りいただきますと、キャッシュ・フロー計算書が、また、6ページ以降には給与費明細書等を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は、予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第11 議案第7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（富岡大志君） 日程第11、議案第7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の支出について、第1款公共下水道事業費用11万6,000円減額し、第2款農業集落排水事業費用を22万8,000円増額するものです。

続いて、第3条の資本的収入及び支出の支出では、第1款公共下水道事業資本的支出で25万3,000円を増額します。

併せて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額についても改めさせていただくものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、

可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、議案第7号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

下水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の12ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出について、1款公共下水道事業費用1項の営業費用11万6,000円の減は、2目の総係費の減額に伴うもので、その内容としましては、給与改定等に伴う職員の給料及び手当、法定福利費等の増減によるものでございます。

続いて、2款農業集落排水事業費用1項の営業費用22万8,000円の増は、2目の総係費の増額に伴うもので、その内容としましては、先ほどと同様に、職員給与費関係の増額補正でございます。

次に、13ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出について、1款1項の建設改良費で25万3,000円の増は、1目の管渠建設改良費の増額に伴うものです。その内容は、12ページと同様に、職員給与費関係の増額に伴う補正でございます。

そのほか、議案書の4ページにお戻りいただきますと、キャッシュフロー計算書が、また、5ページ以降には給与費明細書等を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は、予算決算常任委員会に付託します。ここで暫時休憩とします。

午前10時30分休憩

午後 3時55分再開

## 日程第12 委員会議案審査報告（総務産業・予算決算 各常任委員長報告）

議長（富岡大志君） 日程第12、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業、予算決算の各常任委員会に付託した議案の審査報告をお願いします。

それでは、総務産業常任委員会、飯塚憲治委員長、委員長報告をお願いします。

〔総務産業常任委員会委員長 飯塚憲治君登壇〕

総務産業常任委員長（飯塚憲治君） それでは本日1月28日、総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

本日、本会議場において議長より、当委員会に付託されました議案2件について、委員会室において委員の出席7名、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課長、局長、室長の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、その1、議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、多くの質疑がなされましたので、その代表例を報告いたします。

まず1、通勤手当について、その距離の算定はいかにしているのか答弁では、職員からの地図の提示により、グーグル地図等で算定し、その距離を決定しているとのことでした。

2、吉岡町職員の最長、1番長い通勤距離の者は何キロぐらいの通勤距離かの質疑には、15キロ以上20キロ未満の範囲にあるとの答弁でした。

3、通勤手当は、距離何キロから支給されるのか、短いほうですね。この答弁は、5キロ未満から支給される。その次の段階としては、5キロ以上10キロメートル未満と続いているとの答弁でした。

4つ目、特定任期職員の通勤手当とあるが、この内容は何か、との質疑については、吉岡町では現在、当該者はいないとの答弁でありました。

以上の審議の結果、全会一致で原案のとおり可決されております。

その2、議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、これについては、特に質疑等はありませんでした。

これについては、審議いたしました結果、これも全会一致で原案のとおり可決されております。

以上、付託されました議案2件の審査報告といたします。以上です。

議長（富岡大志君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

飯塚委員長、自席へお戻りください。

次に、予算決算常任委員会、小池春雄委員長、委員長報告をお願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算常任委員長（小池春雄君） 予算決算常任委員会委員長報告を行います。

1月28日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案について、委員

会室において委員全員、議長、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席の下、慎重に審査を行いましたので報告いたします。

承認第1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについては、審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）については、歳出では、プレミアム商品券について、商品券は5,000円で1万円分を購入するもので、町民1人につき1冊を購入可能。

議論の中で、購入資格や利用状況、住所地の有無についても触れられ、特に、生活困窮者への配慮が必要とされた。

また、販売残が出た場合の対策やより多くの住民が参加できるような施策に対して言及された。商品券の予算や経費の内訳、販売方法、利用可能な店舗について議論された。

商工会、役場窓口でも商品券が購入できる旨が説明される。販売期間と有効期限に関するサポートや商品の利用可能店舗についても周知方法が問われ、商店支援への配慮が必要だと指摘される。

また、商品券提供の形式についての議論や経済効果についての考察が行われ、県内の他市町村の施策との比較も行われた。

審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）については、主な収入として一般会計補助金70万円があり、これは水道基本減免事業のシステム改修に使用されます。具体的な減免内容は、後日示される予定で、基本料の4か月分を減免する計画があるとのこと。

審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）については、審査の結果、賛成多数で可決されました。以上、委員長報告といたします。

議長（富岡大志君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。

### 日程第13 承認第1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（富岡大志君） 日程第13、承認第1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

承認第1号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、承認第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第14 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第14、議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第15 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

## の一部を改正する条例

議 長（富岡大志君） 日程第15、議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議 長（富岡大志君） 日程第16、議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（富岡大志君） 日程第17、議案第4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第18 議案第5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（富岡大志君） 日程第18、議案第5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第19 議案第6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（富岡大志君） 日程第19、議案第6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（富岡大志君） 日程第20、議案第7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程の追加

議長（富岡大志君） ここで議事日程（第1号の追加1）として、日程を追加し、発委第1号を議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩とします。

午後 4時09分休憩

午後 4時10分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

## 追加日程第1 発委第1号 議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について

議長（富岡大志君） 追加日程1の第1、発委第1号 議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議についてを議題とします。

発委を提出者の予算決算常任委員会、小池春雄委員長に提案理由の説明を求めます。

〔予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算常任委員長（小池春雄君） 発委第1号 議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について、議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。令和8年1月28日、提出者吉岡町議会予算決算常任委員会委員長 小池春雄。

議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議。

このたびの令和7年度吉岡町一般会計補正予算中、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業のプレミアム付商品券事業について、委員会審査において、出された様々な意見に対する説明が不十分であり、理解は得られていない状況にあると考えられる。全ての人に等しく支援が行き届くとともに、さらなる支援の充実も検討されたい。

よって、今後、本予算の執行に当たっては、下記の事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めるものである。

記。

1、令和7年度予算に計上した事業の実施に当たっては、町民の意見の反映に努めるとともに、十分な説明を行い、理解を得ること。

2、上記事業については、その進捗状況を適宜、議会に報告すること。

上記決議する。令和8年1月28日、吉岡町議会予算決算常任委員会、以上です。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。

ただいま議題になっております発委第1号は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第1号 議案第3号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に対す

る附帯決議についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、発委第1号は可決されました。

## 町長挨拶

議長（富岡大志君） 以上で令和8年第1回臨時会の日程が全て終了しました。

閉会の前に町長の申出を許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和8年第1回議会臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は上程案件について、承認、可決いただきまして大変ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

可決をいただきました案件につきましては、速やかに執行させていただきます。

また、今回議決をいただいた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等につきましても、ご指摘を糧に慎重にしっかりとそして、速やかに進められるよう関係機関等と連携しながら対応していきたいと考えております。

結びに、議員皆様にはますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

## 閉会

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、令和8年第1回吉岡町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 4時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 富岡大志

吉岡町議会議員 小林静弥

吉岡町議会議員 富岡栄一